

○申告受付日程表

◎町税の未納のある方は、事前に連絡をいただければ、申告受付場所で納付できます。

期日	場所	受付時間	対象地区
2月17日(火)	久寿軒公民館 (旧久寿軒老人憩いの家)	9:30~12:00	北川一区・北川二区・久寿軒
2月18日(水)	天坪公民館(旧天坪地区複合集会所)	9:30~11:30	戸手野・馬瀬・枯谷
	郷の家	13:00~15:00	本村・峰
2月19日(木)	大砂子公民館(国道沿)	9:30~11:30	大砂子・柳野・永淵・大久保
		13:00~14:00	
2月20日(金)	岩原部消防屯所	9:00~11:30	岩原・筏木・西峰三谷
	川戸集会所	13:00~14:30	上桃原・下桃原・西久保・川戸・連火
2月23日(月)	住民課税務班(役場1階)	9:00~11:30	小川・津家・日浦・高須・大王下
		13:00~16:00	大王上・杉・桧生・川口南・葛原
2月24日(火)	一の瀬公民館	10:00~12:00	一の瀬・中央
	川口公民館	13:30~15:00	川口・谷・式岩
2月25日(水)	立川三谷公会堂	10:00~12:00	立川三谷
	中和・刈屋多目的集会所	13:30~15:00	中和・仁尾ケ内・刈屋
2月26日(木)	奥大田集会所	9:30~11:30	奥大田・西梶ケ内
	総合ふれあいセンター	13:00~15:00	大田口・目付・西梶ケ内・東梶ケ内 石堂・奥大田・西寺内・東寺内
2月27日(金)	総合ふれあいセンター	9:30~11:30	東庵谷・西庵谷・上東・黒石・中屋 和田・船戸
		13:00~15:00	
3月2日(月)	穴内公民館(旧穴内会館)	9:00~11:30	式岩・和田・尾生・磯谷・穴内全域
3月3日(火)	豊永公民館 (旧ゆとりすと交流センター)	9:30~11:30	安野々・西土居・八川・佐賀山
		13:00~14:00	東土居・川戸
3月4日(水)	西峰公民館 (旧西峰へき地保育所)	9:30~11:30	野々屋・土居・久生野・大畑井・沖 蔭・柚木
		13:00~14:30	
3月5日(木)	八畝集会所 怒田ふるさと館	10:00~11:30	八畝・西川・立野
		13:00~15:00	怒田・南大王・三津子野
3月6日(金)	東豊永公民館 (旧東豊永生涯学習センター)	9:30~11:30	大平・大滝・落合・高原・川井・中内
		13:00~14:30	立野・西川・栗生
3月8日(日)	住民課税務班(役場1階)	9:00~12:00	全地区
		13:00~16:30	

◎当日申告できない方は、3月16日(月)までに税務班(役場1階)へお越しください。また、対象地区以外の場所で申告をされる方は、事前に役場税務班までご連絡ください。

問い合わせ先…住民課税務班 ☎⑩72-0450



役場からのお知らせ

役場 72-0450
ふれあいセンター 73-0811
電話 農業センター 73-0978

町県民税の申告は3月16日までに！



今年も各地区で、所得の申告受付を実施します。申告書を回覧などをお願いしていますので、必要部数を受け取り、下記の事項にご留意のうえ、該当する場所で申告書を提出してください。

◆次に該当する人以外は全員申告書を提出してください。

- 所得税の確定申告書を提出している人
- 平成26年中の所得が給与所得のみであった人
- 20歳未満で収入がない人
- 平成27年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人
- ※収入がなかった場合でも、国民健康保険税や、老人医療・介護保険・障害者等の負担区分判定の資料になりますので、必ず申告書を提出してください。(郵送可)

◆次の収入がある場合は、必ず計算書を持参してください。

- 農業所得…出荷先が発行する計算書、精算書・必要経費の明細書、領収書など
- 日労所得…事業所が発行する賃金支払明細書
- 個人年金(公的年金等以外の年金)…保険会社発行の通知書(証明書)
- ※申告書の提出後に税務班の調査によって所得が判明した場合は、その所得を加算して所得金額とします。

◆各種控除を受ける場合の必要書類

- 医療費控除額…医療費の領収書および保険金など補てん金額の分かるもの
支払った医療費の合計を事前に集計してください。(病院ごと・個人ごとなど)
- 社会保険料控除額…申告者および生計を共にする配偶者や親族にかかる保険税等(国保料・国民年金保険料・任意継続保険料など)の納付・控除証明書または領収書
- 生命保険料控除…申告者および扶養家族名義の生命保険料・個人年金保険料支払証明書
- 地震保険料控除…地震保険料および旧長期損害保険料支払証明書
- 寄附金控除…受領書または証明書
- 住宅借入金等特別控除…家屋・土地の登記簿謄本または抄本、家屋・土地の売買契約書、住民票の写し、年末残高証明書など

◆平成26年分 公的年金等に係る雑所得の速算表

【求める所得金額＝①×②－③】			
年齢区分	①公的年金等の収入金額の合計額	②割合	③控除
65歳未満 昭和25年1月2日以後に生まれた人	700,001～1,299,999円	100%	700,000円
	1,300,000～4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000～7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
	公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額は0となります。		
65歳以上 昭和25年1月1日以前に生まれた人	1,200,001～3,299,999円	100%	1,200,000円
	3,300,000～4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000～7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
	公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額は0となります。		